平成２８年（フ）第１５２号
金沢市増泉３丁目18番１号
債務者　奥　　直子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９５号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―1308号
債務者　栗田春次郎
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須磨　美月
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９１号
札幌市東区北32条東１丁目４番10号
債務者　久慈　泰幸
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　康紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１５号
愛知県愛西市勝幡町駅東24番地　ツリープラザ101号、従前の住所愛知県津島市蛭間町字弁日214番地
債務者　水野めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立152番地３
債務者　小野寺政人
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木良博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６３１号
名古屋市中川区松葉町１丁目20番地の１　Ａｒｉｅｓ105号、従前の住所札幌市中央区南十一条西８丁目３番17―402号
債務者　髙津　尚晃
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　宏二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４７号
名古屋市熱田区大瀬子町919番地
債務者　中村　光明
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５２８号
大阪府門真市速見町７番14―202号
債務者　小池　康夫
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５号
石川県河北郡津幡町字能瀬ニ38番地12
債務者　ナカイフォトスタジオこと　中井　善二
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　シャロムＢ棟21号
債務者　甲斐佐代美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６７号
青森県八戸市石堂２丁目24番11号　サンシャイン田名部Ｂ－５号、前住所青森県八戸市下長５丁目３番31―26号　県営住宅31－２－６
債務者　玉田　直美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
仙台市太白区鹿野３丁目17番37号　エクセレントエルム101
債務者　猿舘　拓美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目11番地13セゾンドミール102、従前の住所宮城県黒川郡富谷町富ケ丘２丁目14番18号
債務者　宮川　淑子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目34番１号　クリスタル夏月106
債務者　澤井　真紀
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
秋田市土崎港相染町字中谷地165番地２　パルーデⅡ　101
債務者　大野　美晴
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０号
秋田市泉中央１丁目９番21号
債務者　戸田　惠子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３０号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅13棟401号
債務者　竹内　栄一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係